

村上委員よりの修正案

村上委員よりのコメント

部分修正では文章がうまくつながらなかったため、全面的に書き換えました。

繰り返しの部分や表現がくどいところは簡潔にしました。

主な論点は漏らしていないつもりです。

「2-1 情報の公開と共有」は、「(1) 情報の公開」と「(2) 情報の交流と共有」に分けました。

【反論のありそうな点】

「2-2 合意形成システムの確立」の部分は、趣旨がわからなかったため、省いて、合意形成のあり方については「住民団体、地域組織との連携」の部分に含めました。

「2-1 情報の公開と共有」の最後に、広報・公聴部署（あるいは機関）の創設を挿入しました。

【次回に議論したい点】

仁連委員の文章では「行政と住民のパートナーシップへ」という表現になっておりましたが、パートナーシップ、というとなんとなくよそよそしい感じがするので、「共働による河川管理・整備」といった言葉でどうでしょうか。あるいは「連携」だと少し弱いでしょうか？

「河川管理者」という言葉がどうもしっくりきません。とりあえず「河川管理行政」という言葉を使いましたが、全体とのバランスを見据えつつ、いかがいたしましょうか。

2 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方

2.1 情報の公開と共有

住民が河川管理行政とともに河川管理・整備を進めていくためには、河川に関する情報を住民と河川管理者が共有できていることが前提となる。

(1) 情報の公開

河川管理者は、河川に関する基礎情報を普段からわかりやすく公表するとともに、事業実施の際は計画段階からの判断形成過程の情報を、住民に対して包括的に提示しなければならない。情報提示に際しては、性別や年齢、障害の有無による情報格差が生じないように十分配慮しなければならない。事業対象地域以外の住民にも広く情報が行き渡るよう、情報通信技術の活用等が必要である。

また、公開する情報について、意図的な加工・隠蔽は行ってはならないのは当然のことであるが、社会的に重要な事項、あるいは今後重要とされる事項については、その争点を明確にして情報を発信しなくてはならない。

情報の発信後は、情報が住民にどう伝わったか、合意の形成にどれだけ役立ったかを確認し、情報発信のあり方を絶えず改善していくことが必要である。

(2) 情報の交流と共有

河川管理行政が収集している情報だけでは、生活者の立場に立った河川整備・管理は実現できない。情報の収集や発信にあたっては、住民団体や地域組織等が自主的に収集している情報をはじめ、他省庁が収集している情報についても積極的に活用することが必要である。

生活の中で川とかかわってきた住民の経験や知恵、河川との固有の関係性は、河川整備を進める上で大切な情報であるが、統計やアンケート等の手段で把握することは困難である。河川管理行政は、日ごろから住民と積極的に接触すると共に、住民団体・地域組織等との交流を進め、隠れた情報を把握するように努めることが重要である。

なお、これら情報の発信と収集について、住民とのコミュニケーションを円滑にするために、住民との対話を行う際の窓口となる部署や機関を設置することも検討が必要である。

2-2 住民との連携・協働

問題把握、計画立案から合意形成、利害調整、事業の実施にいたるまで、これまで河川管理者がほぼ一括して行ってきた河川整備・管理の全プロセスにおいて、住民の参画を促進・支援することが必要である。

(1) 住民団体・地域組織等との連携

公正で社会全体の便益が大きく、かつ住民の情にかなった河川整備を行うためには、独自の情報網や能力を持つ住民団体や、地域の事情に明るく生活者の立場に立った地域組織等との連携が不可欠である。これにより、統計や図面など机上の議論を基に計画をつくる傾向がある従来の方式から、住民と行政がともに川の中に立って現場から発想する計画のあり方へと転換することができる。

合意形成においては、居住地域や社会的な立場によって生じる利害関係の調整、河川管理以外の事業との整合性、きめ細かな住民ニーズへの対応など、さまざまな課題があるが、市民団体や地域組織等との対話や連携を通じて、広範な人々の意見反映と合意形成の円滑化がはかれる。

さらに住民団体・地域組織は、行政の縦割りを飛び越えて他省庁やさまざまな機関と連携をした総合的な事業を進める可能性を有している。

これら住民団体・地域組織との連携を行うにあたって河川管理行政は、住民の自主性・自立性を尊重し、対等な立場で連携をすすめることが必要である。したがって連携にあたっては、河川管理行政、住民の双方が、お互いの責任、役割分担、費用負担等を常に確認しておく必要がある。

(2) 河川・環境学習の推進

さまざまな生物が生息し、人との深いかわりを持ち、絶え間ない変化を見せる河川は、理想的な環境学習の場である。特に現在は、学校週5日制や総合学習が実施され、河川には環境学習や体験学習の場として大きな期待が寄せられている。子どもたちが川で遊んだり、防災訓練を行ったり、河川整備に参加したりする機会を創出することは、子どもの情操を育み、人材を育成する上でたいへん有益である。

また、子どもに限らずとも、新たに地域に住み出した人や、古くから住んでいても川への意識が薄い人々が多く、災害の危険性や河川環境への負荷が高まっている。こうした人々が、危機への対処のし方や河川環境の保全のあり方などを学ぶ機会を積極的に作る必要がある。

このような取り組みを促進するため、河川管理行政は、住民団体や地域組織

(たとえば自治会、老人会、婦人会等)と連携し、積極的に学校や公民館等へ出かけて、住民との対話を行うことが必要である。

2-3 関係団体、自治体、他省庁との連携

河川管理行政は、水利権者、住民団体、自治体、農水省、厚生省等と進んで協議し、関連主体の持つ長期、中期計画を河川整備計画に適合するようにしなければならぬ。特に、多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけた上で、推進における連携の具体案を計画のなかに提示すべきである。また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して住民の判断材料として提供しなければならない。また、計画策定後も、住民との協働による河川整備・管理の原則のもとで、関係省庁、自治体と積極的な連携を図らなければならない。連携に当たっては、以下の点に十分考慮しなければならない。

- いわゆる縦割り行政を克服し、農業、漁業、林業、都市計画、環境保全と相互に連携した総合的な取り組みが行えるようにすること。
- 計画策定段階から関係他省庁や府県、市町村など関係機関と連携し、計画の推進段階で円滑な連携をとれるようにすること。
- 河川の環境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業実施段階における関係機関との連携を想定した計画とすること。